

土地規制法（重要土地等調査法）対象 近畿周辺 軍事・核施設 マップ

Ver1.2
2025. 7

<https://no-war.sakura.ne.jp/network/> Webサイトにて順次更新
PDF版ダウンロード可能 PDF版は施設名クリックで詳細情報へリンク

★ 特別注視区域 ● 注視区域



<https://no-war.sakura.ne.jp/network/>

提供：しないさせない戦争協力関西ネットワーク
TEL 06-7777-4935 (市民共同オフィスSORA)
Mail network@no-war.sakura.ne.jp

※裏面に特別注視区域、注視区域の詳細あり

近畿 土地規制法(重要土地等調査法)区域の指定

告示第104号(2025年6月25日)に基づく

■ 内閣府ホームページ 詳細な区域の地図を参照可能 ①

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html>

■ 重要土地等調査法に基づく指定区域の閲覧(全国マップ表示) ②

<https://www.resum2.go.jp/>



府県	市町村	区域指定	施設名(詳細情報リンクあり)	府県	市町村	区域指定	施設名(詳細情報リンクあり)
滋賀県	高島市	特別注視区域	饗庭野高射教育訓練場	大阪府	大阪市	注視区域	八尾駐屯地、八尾空港
	大津市	注視区域	大津駐屯地		泉大津市	注視区域	信太山駐屯地
	高島市	注視区域	今津駐屯地		八尾市	注視区域	八尾駐屯地、八尾空港
京都府	舞鶴市	特別注視区域	舞鶴衛生隊、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、舞鶴航空基地、北吸係留所、第1区、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、岩子火薬庫、白浜火薬庫		泉佐野市	注視区域	原子燃料工業株式会社熊取事業所
			松原市		注視区域	八尾駐屯地、八尾空港	
			和泉市		注視区域	信太山駐屯地	
			柏原市		注視区域	八尾駐屯地、八尾空港	
	京丹後市	特別注視区域	経ヶ岬分屯基地、経ヶ岬通信所		藤井寺市	注視区域	八尾駐屯地、八尾空港
	伊根町	特別注視区域	経ヶ岬分屯基地、経ヶ岬通信所		東大阪市	注視区域	生駒無線中継所
	京都市	注視区域	桂駐屯地		熊取町	注視区域	原子燃料工業株式会社熊取事業所
	京都市	注視区域	宇治駐屯地		神戸市	注視区域	六甲無線中継所
	福知山市	注視区域	福知山駐屯地		神戸市	注視区域	阪神基地隊
	舞鶴市	注視区域	空山タカン地区、空山気象レーダー地区		姫路市	注視区域	広峰無線中継所、姫路駐屯地
			舞鶴衛生隊、大波燃料貯蔵所、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、舞鶴航空基地、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、岩子火薬庫、白浜火薬庫、乙島火薬庫		西宮市	注視区域	六甲無線中継所
舞鶴市	注視区域	舞鶴警備隊瀬崎地区	兵庫県	西宮市	注視区域	船坂無線中継所	
舞鶴市	注視区域	槇山中継所		芦屋市	注視区域	六甲無線中継所	
宇治市	注視区域	宇治駐屯地		伊丹市	注視区域	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地	
宇治市	注視区域	大久保駐屯地		相生市	注視区域	櫛山無線中継所	
城陽市	注視区域	大久保駐屯地		宝塚市	注視区域	船坂無線中継所	
向日市	注視区域	桂駐屯地		宝塚市	注視区域	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地	
京田辺市	注視区域	祝園分屯地		川西市	注視区域	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地	
久御山町	注視区域	大久保駐屯地		小野市	注視区域	青野原高射教育訓練場	
精華町	注視区域	祝園分屯地		加西市	注視区域	青野原高射教育訓練場	
奈良県	奈良市	注視区域		奈良送信所	丹波篠山市	注視区域	大野山無線中継所
	生駒市	注視区域	祝園分屯地	淡路市	注視区域	仮屋磁気測定所	
	生駒市	注視区域	生駒無線中継所	加東市	注視区域	青野原高射教育訓練場	
				たつの市	注視区域	櫛山無線中継所	
				猪名川町	注視区域	大野山無線中継所	
			和歌山県	串本町	特別注視区域	串本分屯基地	
				美浜町	注視区域	和歌山駐屯地	
				日高町	注視区域	和歌山駐屯地	
				由良町	注視区域	由良基地分遣班	

内閣府重要土地等調査法コールセンター 0570-001-125

土地規制法(重要土地等調査法)の概要

■ 注視区域・特別注視区域の指定

重要施設(防衛関係施設等)の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等(土地及び建物)が機能阻害行為(重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為)の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することとしています。

また、重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を特別注視区域として指定することとしています。

■ 土地等の利用状況の調査

注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用状況を調査することとしています。

■ 土地等の不適切な利用の規制

注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われた場合等に、土地等の利用者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行うこととしています。

■ 特別注視区域内にある一定面積以上の土地及び建物に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結する場合には、契約の当事者(売主及び買主の双方)は、法令に定められた事項を内閣総理大臣に届け出る必要があります(法第13条第1項及び第3項)。

■ 届出の対象となる土地等 特別注視区域内にある土地等であって、その面積(建物(附属建物含む。))にあっては各階の床面積の合計)が200平方メートル以上のものが対象となります。(法第13条第1項、施行令第4条)。

■ 届出の対象となる契約 届出の対象となる主な契約は、以下のとおりです。

売買、贈与、交換、形成権(予約完結権、買戻権)の譲渡 等(これらの契約の予約である場合も含みます。)

■ 届出事項 届出事項は以下のとおりです(法第13条第1項各号、施行規則第5条)。当事者の氏名又は名称及び住所(法人にあっては、代表者の氏名)土地等の所在及び面積土地等に関する所有権等の種別及び内容土地等の利用目的譲受け予定者等の国籍等(法人にあっては、代表者が日本の国籍を有しない旨等)土地等の利用の現況契約予定日(事後届出の場合は、契約が成立した日)

■ 届出をしなかった場合等 以下のいずれかに該当する場合には、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることがあります。(法第26条)。届出をしないで契約をした場合(法第13条第1項) 契約をした日を含めて2週間以内に届出をしなかった場合(法第13条第3項) 虚偽の届出をした場合(法第13条第1項又は第3項)